

鈴鹿市教育委員会告示第 4 号

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 8 日

鈴鹿市教育委員会

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

通級による指導の実施等に関する要綱（平成 2 6 年鈴鹿市教育委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
(設置)		(設置)	
第 3 条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。		第 3 条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。	
通級指導教室の種類	設置校	通級指導教室の種類	設置校
略	略	略	略
発達障害等通級指導教室	鈴鹿市立加佐登小学校 鈴鹿市立白子小学校 鈴鹿市立旭が丘小学校 鈴鹿市立稲生小学校 鈴鹿市立飯野小学校 <u>鈴鹿市立若松小学校</u> <u>鈴鹿市立玉垣小学校</u> 鈴鹿市立神戸小学校 鈴鹿市立創徳中学校 鈴鹿市立白鳥中学校 鈴鹿市立神戸	発達障害等通級指導教室	鈴鹿市立加佐登小学校 鈴鹿市立白子小学校 鈴鹿市立旭が丘小学校 鈴鹿市立稲生小学校 鈴鹿市立飯野小学校 鈴鹿市立神戸小学校 鈴鹿市立創徳中学校 鈴鹿市立白鳥中学校 鈴鹿市立神戸中学校

	中学校 <u>鈴鹿市立白子中学校</u> 校 <u>鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校</u>		
--	---	--	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。